

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、いつまでも村の豊かな自然と暮らしが続いてほしいと願うとともに組合としてその営みを守る使命をもって業務運営にあたっております。

この使命を達成するためには、「組合員・利用者」の立場に立った業務運営を行う必要があると考え、「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。

1. 当組合は、組合員・利用者本位の業務運営を行います。

2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、本方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A 共済連）が、共同で事業を運営しております。J A 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A 共済連のホームページをご参照ください。【原則1】

2. 当組合は、組合員・利用者への最良・最適な共済仕組み・サービスの提供を目指します。

組合員・利用者の皆さまのリスクに備えるために「ひと・いえ・くるまの総合保障」や「農業保障」の提供を通じ、組合員・利用者の豊かな生活づくりに貢献いたします。

なお、当組合において、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は行っておりません。【原則2、原則6】

3. 当組合は、組合員・利用者本位の提案と情報提供を行います。

組合員・利用者の意向を把握したうえで、適切な共済仕組みの提案を行うとともに保障内容を十分にご理解いただき、分かりやすい重要事項説明を実施いたします。

特にご高齢の組合員・利用者に対しては、ご家族も同席いただく等の丁寧な対応を行います。

なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はありません。【原則2、原則4、原則5、原則6】

4. 当組合は、組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施を行います。

当組合は、共済仕組みの提供にあたっては、共済金等の請求勧奨などを通じて、組合員・利用者の皆さまにより安心していただける適切なアフターフォローを実施いたします。【原

則 2、原則 4、原則 5、原則 6】

5. 当組合は、組合員・利用者の「声」を活かした業務改善を行います。

当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいたご意見等を誠実に受け止め、業務改善に努めます。【原則 2】

6. 当組合は、利益相反取引を適切に管理します。

共済仕組みの提供にあたっては、組合員・利用者の利益が不当に害されることがないように当組合が別に定める「利益相反管理規定」に基づき、統括管理部署による利益相反取引の正確な把握や適切な管理を行います。【原則 3】

7. 当組合は、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材育成と態勢構築に努めます。

専門性の向上に資する研修や業務における支援態勢の構築等を通じて、組合員・利用者本位の業務運営が実現できるよう、役職員の人材育成に努めます。【原則 2、原則 6、原則 7】

<内部研修・資格制度>

- ・ ライフアドバイザー認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・ 公的保障研修（対象：共済担当職員）
- ・ 共済契約税務研修（対象：共済担当職員） 等

<取得を推奨する外部資格>

- ・ F P 2 級技能士（対象：信用または共済担当職員） 等